

[異常時通報連絡の公表文（様式 1－1）]

伊方発電所における作業員の体調不良について

R 7 . 9 . 10
原子力安全対策推進監
電話番号 089-912-2352

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C ・ P P
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	令和 7 年 8 月 7 日 1 7 時 3 0 分
	発生場所	1 号 ・ 2 号 ・ 3 号 ・ 共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
	種 類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、 その他 ・ 核物質防護

[異常の内容]

8 月 7 日 (木曜日) 17 時 47 分、四国電力株式会社から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所の No. 3 保修事務所にて、協力会社作業員 1 名が体調不良を訴えた。
- ・ 意識の有無：有
 - ・ 計画外被ばくの有無：無
 - ・ 汚染の有無：無
- 2 このため、当該協力会社作業員は社有車にて病院に搬送することとした。

その後、労災に当たらないと判断されており、以降詳細連絡はありません。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1 号機	廃止措置中
	2 号機	廃止措置中
	3 号機	運転中（出力 102%） ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射性物質の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○ <u>区分A，B以外の事項</u>
P P	○核物質防護に影響がある事態

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1．3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射性物質を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生 の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日		令和 7 年 8 月 7 日 (木) 1 7 時 4 7 分		
発 信 者		伊方発電所 清水		
当 該 機	号 機 (定格出力)	1 号機	2 号機	3 号機 (8 9 0 MW)
	発生時 状 況	廃止措置中	廃止措置中	1.出力 9 0 9 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下) 中 2.第 一 回 定期事業者検査中
発 生 状 況 概 要		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他		
		1. 発生日時： 8 月 7 日 1 7 時 3 0 分 2. 場 所：伊方発電所 No.3 保修事務所（管理区域外） 3. 状 況： 伊方発電所のNo.3 保修事務所にて、協力会社作業員 1 名が体調不良を訴えました。 ・意識の有無 (有)・無) ・計画外被ばくの有無 (有 ・ 無 ・ 調査中) ・汚染の有無 (有：部位..... ・ 無 ・ 調査中) このため、当該協力会社作業員は社有車にて病院に搬送することといたしました。 詳細は、追って連絡します。		
運転状況		1 号機：廃止措置中 2 号機：廃止措置中 3 号機： (通常運転)・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止) 中		
備 考				